

ハラスメント防止宣言

職場におけるハラスメントは、職員の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、職員の能力の有効な発揮を妨げ、また千桜会にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的にも大きな影響を与える問題です。

また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動、性別役割分担意識に基づく言動はハラスメントの発生の原因や背景となることがあります。

千桜会は、差別的な言動やハラスメント行為、暴力行為など下記の個人の尊厳を損なう行為を許しません。

すべての個人が尊重され、互いの信頼のもとに良好な人間関係を構築し、活気ある職場を目指します。

- 1, パワーハラスメントに類する行為
- 2, セクシャルハラスメントに類する行為
- 3, 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為
- 4, その他のハラスメント行為

精神的な嫌がらせの繰り返し、差別的発言等もハラスメントに含む。

この宣言は、職員のみならず、当法人に関係するすべての方を対象とし、すべての関係者が互いの信頼のもと、良好な人間関係を構築できることを目指します。

令和4年3月15日

社会福祉法人千桜会 理事長 羽金淑江

※ハラスメントに関する相談等の体制が整備されるまでの間、相談窓口は、法人事務局に置き、事務局長、総務課長が相談窓口を担当する。